

## 7 少子化対策の充実について

【内閣府、厚生労働省】

### 《提案・要望事項》

#### 1 地方の取組に対する財源の確保について

地域の実情に応じた、「地域目線」による少子化対策が継続的かつ柔軟に実施できるよう、地域少子化対策強化交付金の拡充など、自由度の高い安定した恒久的な財源を確保すること。

平成 26 年度実施県事業  
【採択 5 事業 3,556 万 7 千円】

- ・ながの出会い応援プロジェクト広域連携促進事業
- ・信州型自然保育検討・普及事業 他

#### 2 子ども・子育て支援策の充実について

(1) 子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度については、地域の実情に応じた事業を確実に実施するため、必要な財源を国において恒久的・安定的に確保するとともに、市町村及び都道府県に対し、その役割に見合う措置を行うこと。

新制度の実現に必要な 1 兆円超の財源のうち、消費税増収分により充当される 0.7 兆円以外の 0.3 兆円超については、現在確保の目途が立っておらず、安定的かつ恒久的な財源確保が必要

(2) 保育所職員の配置については、保育の質の向上を図るため、保育現場の実態に即した配置ができるよう 3 歳児をはじめとする「配置基準」を見直すとともに、必要な財源措置を行うこと。また、施設型給付の公定価格の設定に当たっては、保育士の処遇改善が図られるよう十分に配慮すること。

- ・国の職員配置基準では、乳児 3 : 1、1 ~ 2 歳児 6 : 1、3 歳児 20 : 1
  - ☞ 保育の質の向上・発達障害児・食物アレルギー等対応のため、市町村独自に加配措置
- ・公定価格の加算により保育士等の賃金の 3 % 上乘せ等が行われている
  - ☞ 専門的知識や経験を有する保育士確保には、更なる処遇改善が必要

#### 3 子育て世帯の負担軽減について

経済的な理由や子育ての負担感から子どもを持つことを断念することのないよう、保育料の軽減措置を拡大するなど、特に 3 人以上の子どもを持つとするとする世帯に対する経済的負担を大胆に軽減すること。

多子世帯への県支援策

- ・第 3 子以降の保育料軽減事業 (H27 ~)
- ・子育て家庭優待パスポートに多子世帯優遇サービスを創設 (H27 予定)

### 【現況、課題等】

#### 1 財源の確保について

内閣府は、結婚、妊娠・出産、子育てまで、地方自治体の切れ目ない取組を支援するため、「地域少子化対策強化交付金」を創設し、地域における少子化の取組を支援している。本交付金は先駆性が採択要件であること、交流型の結婚支援が対象外であることなど、必ずしも地方が求める支援となっていない。

国においては、地方の裁量を拡大し、地域の実情を踏まえた様々な施策に柔軟に対応するとともに、中期的な視点から継続して財源を確保するなど、積極的な支援が求められる。

#### 2 子ども・子育て支援策の充実について

保育の質の向上、様々な子どもへの対応のため、現状では、国が定める配置基準以上に、市町村が独自に保育士等を加配している。

#### 3 子育て世帯の負担軽減

保育所における保育料は、2 人以上の子どもが同時に入所している場合、第 2 子以降の子に軽減措置が設けられている。しかし、同時入所が条件のため、多子世帯であっても対象とならない世帯もあることから、独自に国基準を上回る負担軽減を行っている。

## 【長野県内の取組】

### 1 「地域少子化対策強化交付金」の活用状況（平成26年度）

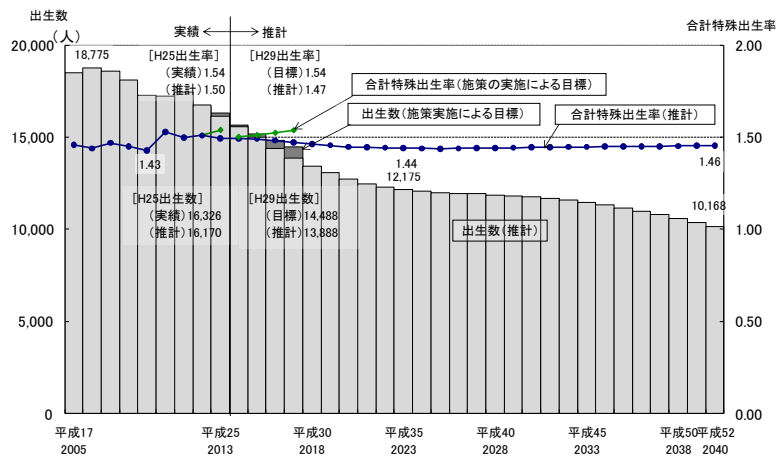
	採択		実績	
	事業数等	金額	申請数	金額
県	5事業	3,556万7千円	5事業	29,657,062円
市町村	12市町村	2,684万4千円	12市町村	20,133,880円

### 2 子育て支援に係る主な県単独補助事業

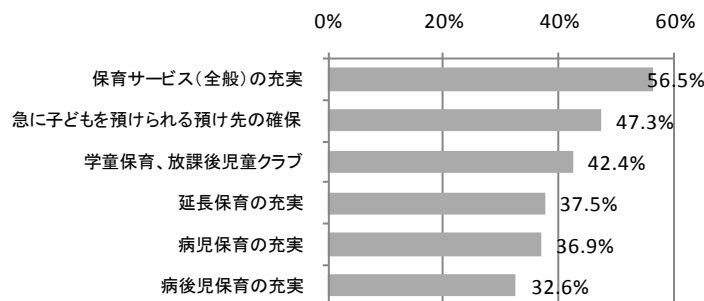
事業名	事業概要	負担割合
低年齢児保育支援事業	0～1歳児保育に係る加配職員経費等への助成	県 1/2
病児・病後児保育個別・広域対応支援事業	国庫補助対象とならない形での小規模な事業実施や広域連携での事業実施に対する助成	
病児・病後児保育施設等整備事業	病児・病後児保育事業を新たに実施するための備品等の整備の助成	市町村 1/2
社会福祉施設代替職員雇用事業	市町村立の社会福祉施設の産休病休代替職員確保のための経費の助成	

## 【参考】

### 1 出生数及び合計特殊出生率の推移及び推計



### 2 仕事と子育てを両立するために行政に期待すること



(H26.8「子育て支援意向アンケート」長野県県民文化部)